

経営状況分析業務委託契約約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第 1 条 省略</p> <p>(契約の申込と分析手数料)</p> <p>第 2 条 甲は、乙に対し、乙の定める経営状況分析申請書及び添付書類 (以下「申請書等」という。)を提出して本業務に係る<u>契約</u>(以下「<u>本契約</u>」 という。)の申込を行う。 (略)</p> <p>第 3 条～第 9 条 省略</p> <p>(分析結果の通知)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>2 前項において、甲が郵送に代えて、乙が外部ネットワークプリン トサービス事業者(以下「<u>プリントサービス事業者</u>」 という。)に委 託して提供する CIIC 分析結果コンビニプリントサービス(以下「<u>コ ンビニプリントサービス</u>」 という。)を介して、甲が<u>コンビニプリン トサービス手数料を負担すること</u>により、特定のコンビニエンススト アに設置された電子端末の印刷装置から結果通知書を出力して受領す ることを希望する場合、<u>乙がプリントサービス事業者の運営するシ ステムに結果通知書の電子データを送信し、甲において当該印刷装置か</u></p>	<p>第 1 条 省略</p> <p>(契約の申込と分析手数料)</p> <p>第 2 条 甲は、乙に対し、乙の定める経営状況分析申請書及び添付書類 (以下「申請書等」という。)を提出して本業務に係る契約の申込を 行う。 (略)</p> <p>第 3 条～第 9 条 省略</p> <p>(分析結果の通知)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>2 前項において、甲が郵送に代えて、乙が外部ネットワークプリン トサービス事業者(以下「<u>外部事業者</u>」 という。)に委 託して提供す る CIIC 分析結果コンビニプリントサービス(以下「<u>コンビニプリン トサービス</u>」 という。)を介して、甲の<u>コンビニプリントサービス手 数料の負担</u>により、特定のコンビニエンスストアに設置された電子端 末の印刷装置から結果通知書を出力して受領することを希望する場 合、<u>甲がコンビニエンスストアの電子端末の印刷装置から結果通知書 を出力したことを記録する電磁記録をもって結果通知書を受領したも</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p>ら結果通知書を出力することが可能な状態となったことをもって、乙の義務を完全に履行したものとする。</p> <p><u>3 第1項において、甲が郵送に代えて、乙が提供するCIIC経営状況分析e結果通知サービス（以下「e結果通知サービス」という。）を介して、結果通知書を出力して受領することを希望する場合、乙がe結果通知サービスに結果通知書の電子データを送信し、甲において電子端末から結果通知書を出力することが可能な状態となったことをもって、乙の義務を完全に履行したものとする。</u></p> <p><u>4 前二項のサービスにかかる利用手続、利用条件等の詳細は乙のウェブサイトに掲示されるものとし、甲はこれに従ってこれらのサービスを利用するものとする。</u></p> <p><u>5 乙は、第1項の通知を、原則として、本契約成立後30日以内になすものとする。但し、何らかの事情により当該期間内に通知ができないと乙が判断したときは、この限りではない。</u></p> <p>第11条 省略</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第12条 甲は、乙が第10条第1項の通知を発信するまで、<u>又は、乙が同条第2項若しくは第3項における結果通知書の電子データを送信するまで、いつでも本契約を解除することができる。</u></p> <p>(乙の解除権)</p> <p>第13条</p> <p>(略)</p> <p>四 甲が、<u>その責めに帰すべき事由の有無にかかわらず</u>本契約の条項</p>	<p><u>のとみなし、これにより乙の義務を完全に履行したものとする。</u></p> <p>3 前項の<u>コンビニプリントサービス</u>の利用手続、利用条件等の詳細は乙のウェブサイトに掲示されるものとし、甲はこれに従って<u>コンビニプリントサービス</u>を利用するものとする。</p> <p><u>4 乙は、第1項の通知を、原則として、本契約成立後30日以内になすものとする。但し、何らかの事情により当該期間内に通知ができないと乙が判断したときは、この限りではない。</u></p> <p>第11条 省略</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第12条 甲は、乙が第10条第1項の通知を発信するまで、いつでも本契約を解除することができる。</p> <p>(乙の解除権)</p> <p>第13条</p> <p>(略)</p> <p>四 甲が、本契約の条項に違反したとき。</p>	<p>(変更)</p> <p>(新規)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
--	--	---

<p>に違反したとき。 (略)</p> <p>第14条～第17条 省略</p>	<p>(略)</p> <p>第14条～第17条 省略</p>	
---	--------------------------------	--